

産後ケア事業における安全対策等マニュアル

令和8年4月

古河市

産後ケア事業における安全対策等マニュアル ー目次ー

1. はじめに ～マニュアルの役割・位置づけ～ ー 1 ー
2. 産後ケア事業を受託施設において実施する際に留意すべき基本的事項
3. 産後ケア事業者に求める安全に関する留意事項
 - (1) 事故防止及び安全対策
 - (2) 児を預かる場合の留意点 ー 2 ー
 - (3) 緊急時の対応体制
 - (4) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故を確認した場合の対応
 - (5) 重大事故発生時の対応
4. 事故等のアクシデント発生時の対応 ー 3 ー
 - (1) 重大事故等発生時の対応
 - (2) 重大事故の範囲・報告様式等
 - (3) 上記にある重大事故以外の範囲・報告様式等
5. 添付様式
 - ・ 事故発生時の対応フロー図 ※別添 1 ー 6 ー
 - ・ 教育・保育施設等事故報告書（Ver6）表面 ※別添 2 ー 7 ー
 - ・ 教育・保育施設等事故報告書（Ver6）裏面 ※別添 3 ー 8 ー
 - ・ 産後ケア事業 事案等発生時報告様式 ※別添 4 ー 9 ー

1. はじめに

産後ケア事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、「地域子ども・子育て事業」に位置づけられている。

事業の実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分に配慮し、快適に利用できる環境が求められ、事業所は事故防止及び安全対策、緊急時の対応について、留意する必要がある。本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月改定）」に基づき、産後ケア事業を受託する事業者における安全管理に関する留意事項等を定めるものであり、古河市と事業者双方において、内容の確認・共有をすることを目的として策定するものである。

2. 産後ケア事業を受託施設において実施する際に留意すべき基本的事項

- ① 受託施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- ② 事業者は食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保時に努めること。
- ③ 利用者の急変、緊急時に受け入れ可能な協力医療機関を選定しておくこと。
- ④ 死亡事故や意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故などの重大事案が発生した場合は、速やかに古河市に報告すること。
- ⑤ 重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図ること。
- ⑥ 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、連携する他機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は、古河市個人情報保護条例施行規則に基づき適切に取り扱うこと。

3. 産後ケア事業者に求める安全に関する留意事項

産後ケア事業の実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。産後ケア事業を受託する事業者は、以下の点に留意すること。

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）において留意すること。

- ① 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- ② 転落事故防止のため、ベビーベッドに寝かせるときは、柵を常に上げておく。
頭や身体が挟まれないよう、周囲の隙間（ベッド柵と敷ふとんの隙間・マットレスの隙

間)等をなくすこと。

- ③ 窒息事故防止のために、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使用し、ぬいぐるみ等、口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにする。

(2) 児を預かる場合の留意点

- ① 短時間であっても児のみの状況とならないようにする。
- ② 児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的を目視等で呼吸状態を観察する。
- ③ 別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親等のケアを行う者との複数体制とする。
- ④ 勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間に限り預からない等の対応をする。
- ⑤ 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見した症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的を目視での確認も行う。

(3) 緊急時の対応体制

- ① 産後ケア事業利用中に状態が急変した場合は、実施事業所において適切な処置を行ったうえ、緊急連絡先（家族等）への連絡を行い、必要に応じて協力医療機関へ繋ぐ等の緊急対応を行うこと。そのため、産後ケア事業利用時には、あらかじめ緊急連絡先を利用者から聴取しておくこと。緊急対応後は、詳細を古河市へ報告すること。
- ② 利用者の急変や緊急時の際には救急対応を基本とするが、協力医療機関や保健医療面の助言を随時受けられるよう医師をあらかじめ選定し、迅速に対応できるようにすること。
- ③ 利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルのを整備する。また、事前に対応フロー図（別添1「古河市産後ケア事業 事故発生時の対応フロー図」）を確認し、選定した協力医療機関名と連絡先、市の連絡先を記入しておくこと。
- ④ ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- ⑤ 「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練と AED の設置もしくは最寄りの AED 設置場所を事前に把握しておくこと。
- ⑥ 災害発生時の対応体制や感染症への対応等についても、マニュアルの整備、その他必要な訓練等について、日頃から備えておくこと。

(4) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故を確認した場合の対応

- ① 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故について、当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに、市または児童相談所に

対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、都道府県を通じて、国へも情報提供すること。

- ② 事業者における虐待等と疑われる事故の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

4. 事故等のアクシデント発生時の対応

(1) 重大事故発生時の対応

- ① 本事業により生じた事故等においては、発生後は速やかに市へ報告するとともに、次に定める書面にて、第1報は事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は、状況の変化や必要に応じて、原則1か月以内に市へ追加報告を行うこと。
- ② 事故等が生じた原因が明らかである場合は、速やかに対策を講じること。なお、急を要する場合は、警察や消防等への連絡や緊急対応を優先する。
- ③ 事故が発生した場合、関係者(母子の家族等)への連絡、その他の利用者への対応、状況の確認と記録(時系列等、可能な限り詳細な記録)が必要であるため、随時、ケア内容と母子の様子について書き留めておくこと。
- ④ 報告書については、事故発生の当日に、古河市を通して、県・国へ報告する。
- ⑤ 書面での報告をもとに、事業者と市で事故発生の要因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。

(2) 重大事故の範囲及び報告様式、報告期限等

重大事故の範囲	事故対象	報告様式	報告期限
① 死亡事故	母親と乳児	別添2・別添3 「教育・保育施設等事故報告書」(Ver6)	事故発生の当日 (<u>閉庁時の場合も報告</u>)
② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)		※該当する事故内容にチェック	
③ 治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾患を伴う重篤な事故	母親のみ	別添4 「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」	

(3) 上記にある重大事故以外の範囲及び報告様式等

事故の範囲	事故対象	報告様式	報告期限
上記にある重大事故以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合（アクシデント発生時）	すべて	別添4 「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」 ※事故内容のチェックは不要	事故発生の当日または、翌日（開庁時）
・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要がある場合 ・その他、利用に伴うトラブル等	すべて	口頭で報告の上、「産後ケア実施報告書」へ記入	・口頭での報告は当日または、翌日（開庁時） ・報告書は、翌月10日までに提出

※判断に迷う場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

(4) 事故等を報告する際の市連絡先について

時間	連絡先
【開庁時間内】 平日 8：30～17：15 ※祝日・年末年始を除く	古河市役所 子育て包括支援課 母子保健係 電話 0280-48-6881（直通） FAX 0280-48-6876 メールアドレス kosodate.houkatsu@city.ibaraki-koga.lg.jp
【閉庁時】	古河市役所 子育て包括支援課 (1) 重大事故の場合は、課長もしくは課長補佐へ連絡 産後ケア事業で事故が生じたため連絡したこと、事故の概要を伝え、メールまたは FAX にて報告様式を提出する。 (2) 重大事故以外の事故の場合や緊急を要しない案件については、開庁時間内に連絡する。

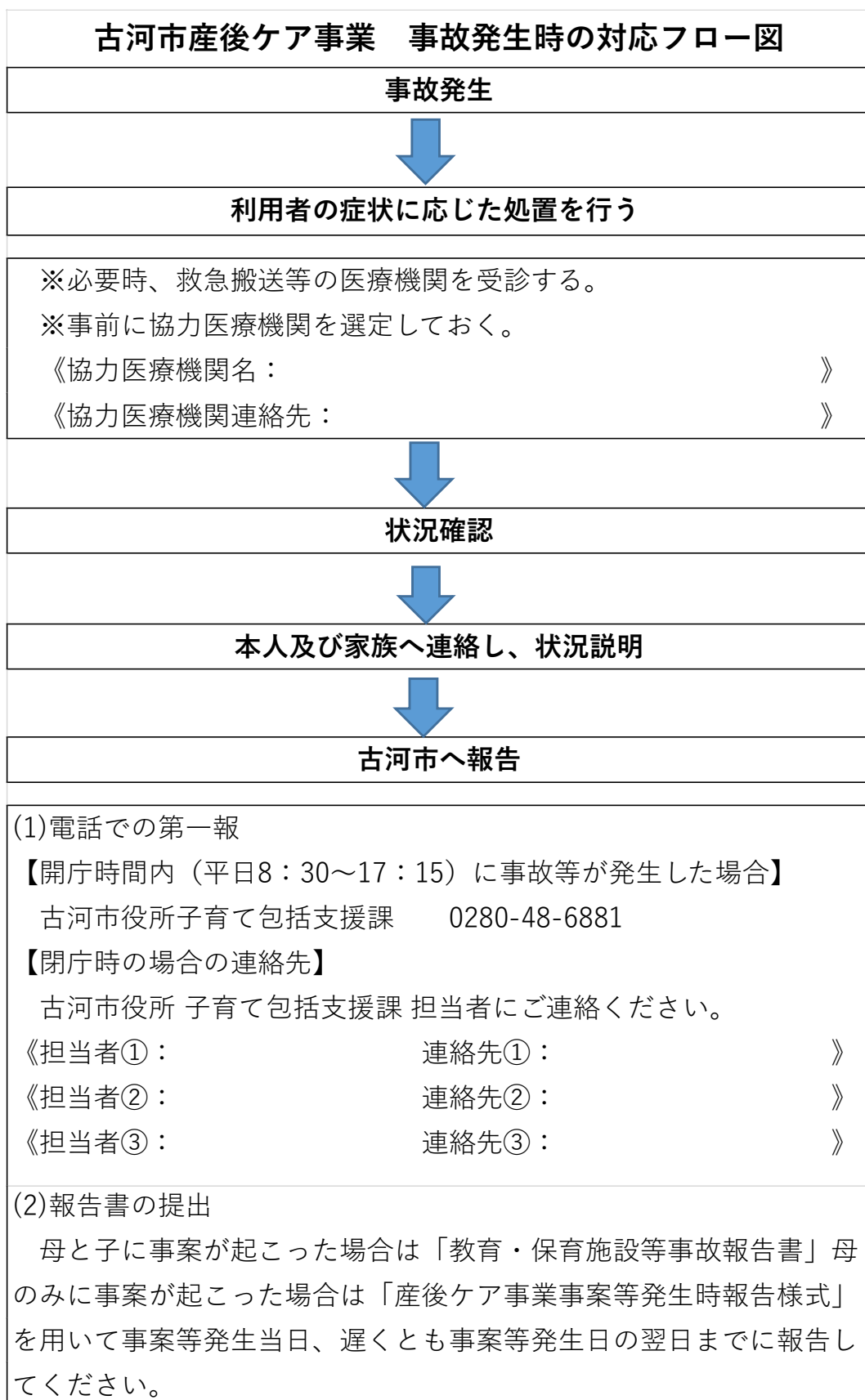
※緊急時の連絡方法は、「古河市産後ケア事業 事故発生時の対応フロー図」（別添1）を確認すること。

5. 様式 ※ 報告書については、市ホームページからエクセル様式をダウンロード可能

- ・古河市産後ケア事業 事故発生時の対応フロー図 ※別添 1
- ・教育・保育施設等事故報告書 (Ver6) ※別添 2・3
- ・産後ケア事業 事案等発生時報告様式 ※別添 4

【参考資料について】

- ・産前・産後サポート事業ガイドライン産後ケア事業ガイドライン(令和8年3月改訂)
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン (令和5年5月こども家庭庁)
- ・産後ケア事業における安全管理の推進について (依頼) (令和7年3月21日付こども家庭庁通知)
- ・産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について (依頼) (令和7年3月21日付こども家庭庁通知)
- ・教育・保育施設等における事故の報告等について (令和7年3月21日付こども家庭庁、文部科学省通知)
- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について (令和7年3月21日付こども家庭庁、文部科学省通知)



教育・保育施設等事故報告書

(重大事故)

ver.6
 (表面)

基本情報			
報告自治体 (都道府県・市区町村)			施設・事業所名称
報告回数			施設・事業所所在地
第1報年月日			施設・事業所代表者等
続報年月日			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)
施設種別			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)
事業種別			認可・認可外の区分

事故に遭ったこどもの情報			
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)			こどもの性別
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)			所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)			

事故発生時の状況								
事故発生年月日					事故発生時間(帯)			
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数	事故発生時の 教育・保育等従事者数				うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・ 放課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷等の場合)受傷部位								
(負傷等の場合)負傷状況								
診断名、病状等	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ **第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。**
- ※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、**医師の所見等により**、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

ver.6
(裏面)

別添 3

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育等の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

データベース掲載に 対する保護者の同意 【必須】	※ 重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に〇印を付し、同意が得られなかったときは×印を付し 、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。
---	---

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業(こども園でも通園制度、幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、育児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)アドレスを変更しています → こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚園 → 文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikankyou.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(isyuhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※乳児等の重大事故に関する報告様式については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号)別添1参照。

産後ケア事業事故等発生時報告様式

第 報

死亡事故 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったも)報告年月日 年 月 日

治療に要する期間が30日以上(負傷や疾病を伴う)重篤な事故 ・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはブルダウンより選択してください。

施設情報	施設名		施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)					
	施設所在地		代表責任者					
	産後ケア事業管理者		利用者の総定員(産婦) 名					
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)		<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型					
	* 直近の指導監査		年 月 日	緊急対応マニュアル等の有無				
	利用者居住市町村名		他受託市町村名					
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か 月 日	こどもの性別	多胎児の場合は✓		
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態			
事故発生時の状況等	事故発生日時		年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)		
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可		(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)					
	事故発生時の職員体制		産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健士	名		
	事故発生時該当者以外の利用者の人数		産婦	名、	児	名、	その他 ()	名
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可							
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】			(負傷の場合)受傷部位			
		【病状】 (症状の程度)						
【既往症】				事故の転帰				
特記事項								
市町村の対応等※	事故把握日時		年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の事業継続状況				(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策							
都道府県の対応等	都道府県としての対応							

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・ 報告は「事業者」⇒「委託元の市町村」⇒「委託元の市町村が所在する都道府県」を通じて国に報告してください。
- ・ なお、上記の報告の流れは、事業者が、「委託元の市町村」が所在する都道府県以外に所在する場合についても同様となりますが、「委託元の市町村」から報告を受けた「委託元の市町村が所在する都道府県」は、国への報告と併せて、「事業者が所在する都道府県」への報告も行ってください。
- ・ また、報告を受けた「事業者が所在する都道府県」は、「事業者が所在する市町村」への連絡及び必要に応じた助言、指導等適切な対応を行ってください。
- ・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事業発生当日(遅くとも事業発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、「委託元の市町村」が適宜記載を補ってください。
- ・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事業が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者
所属・役職
連絡先 (電話)
(E-mail)

※母親のみの重大事故に関する報告様式については、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3参照。